

特別養護老人ホーム神愛園清田 料金表

1、介護保険給付 基本サービス料金

多床室 (2人部屋・4人部屋)					
①ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,546円/日	6,225円/日	6,915円/日	7,594円/日	8,253円/日
②うち、介護保険から給付される金額	4,991円/日	5,603円/日	6,224円/日	6,835円/日	7,428円/日
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	555円/日	622円/日	691円/日	759円/日	825円/日
【③×30日】	16,650円	18,660円	20,730円	22,770円	24,750円
④食費	(収入の区分に応じた設定) 標準負担額: 1380円				
	区分: 1段階	区分: 2段階	区分: 3段階	区分: 4段階	
	300円/日	390円/日	650円/日	1,380円/日	
【④×30日】	9,000円	11,700円	19,500円	41,400円	
⑤居住費	(収入の区分に応じた設定) 標準負担額: 370円				
	区分: 1段階	区分: 2段階	区分: 3段階	区分: 4段階	
	0円/日	370円/日		840円/日	
【⑤×30日】	0円	11,100円		25,200円	
⑥自己負担合計 (③+④+⑤)	標準負担額 (区分: 4段階) で計算				
	2,775円	2,842円/日	2,911円/日	2,979円/日	3,045円/日
【⑥×30日】	83,250円	85,260円	87,330円	89,370円	91,350円

従来型個室					
①ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,546円/日	6,225円/日	6,915円/日	7,594円/日	8,253円/日
②うち、介護保険から給付される金額	4,991円/日	5,603円/日	6,224円/日	6,835円/日	7,428円/日
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	555円/日	622円/日	691円/日	759円/日	825円/日
【③×30日】	16,650円	18,660円	20,730円	22,770円	24,750円
④食費	(収入の区分に応じた設定) 標準負担額 1,380円				
	区分: 1段階	区分: 2段階	区分: 3段階	区分: 4段階	
	300円/日	390円/日	650円/日	1,380円/日	
【④×30日】	9,000円	11,700円	19,500円	41,400円	
⑤居住費	(収入の区分に応じた設定) 標準負担額: 1,150円				
	区分: 1段階	区分: 2段階	区分: 3段階	区分: 4段階	
	320円/日	420円/日	820円/日	1,150円/日	
【⑤×30日】	9,600円	12,600円	24,600円	34,500円	
⑥自己負担合計 (③+④+⑤)	標準負担額 (区分: 4段階) で計算				
	3,085円/日	3,152円/日	3,221円/日	3,289円/日	3,355円/日
【⑥×30日】	92,550円	94,560円	96,660円	98,670円	100,650円

2、介護保険給付 各種加算額

加算項目	加算条件	加算金額	× 30 日
初期加算 *	・入所日から 30 日間、または 30 日以上入院された場合、退院後 30 日間算定されます。	31 円/日	930 円
夜勤職員配置加算 (I)	・夜勤を行う介護職員の総数の最低基準を 1 人以上上回っている場合に算定されます。	約 13 円/日	約 390 円
日常生活継続支援加算	・ご利用者の介護度や認知症の方の割合、それに対して介護福祉士資格保有者が一定の基準を超えて配置されている場合に算定されます。	37 円/1 日	1,110 円
看護体制加算 (I)	・常勤の看護師を配置している場合に算定されます。	4 円/1 日	120 円
看護体制加算 (II)	・看護職員の人員が基準を超えており、病院等と 24 時間の連絡体制が確保されている場合に算定されます。	8 円/1 日	240 円
栄養ケアマネジメント加算	・管理栄養士が栄養状態を把握し、その状況に応じ栄養ケアマネジメントが行われた場合に算定されます。	14 円/1 日	420 円
精神科医師加算	・精神科医が定期的に療養指導を行う場合に加算されます。	5 円/1 日	150 円
口腔機能維持管理体制加算	・歯科医師が口腔ケアに係る技術的指導及び指導を介護職員に対し行っている場合に算定されます。	31 円/月 (約 1 円/日)	31 円
介護職員処遇改善加算 (I)	・介護職員の賃金の改善、処遇の改善、また資質向上に関する取り組み等、一定の条件を満たしている場合に算定されます。	当該月に算定される全単位の 83/1000 相当	
入院・外泊時費用 *	・ご利用者が外泊や入院をされた場合にかかります。 (月 6 日間を限度、月をまたぐ場合は最長 12 日間)	250 円/1 日	
経口移行加算 *	・経管栄養の利用者が経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合に算定されます。	28 円/1 日 (180 日を限度)	
療養食加算 *	・医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定されます。	18 円/1 日	
看取り介護加算 *	医師が終末期にあると判断したご利用者に対して、本人・ご家族の同意を看取り介護計画を作成し、看取り介護を受け当施設で死亡した場合に算定されます。 ・死亡日以前 4～30 日 (146 円/日)・死亡日の前日、前々日 (690 円/日)・死亡日 (1,298 円/日)		
認知症行動・心理症状緊急対応加算 *	・医師が、認知症の症状が悪化し在宅生活が困難であり緊急に施設サービスを行う必要があると判断した方を受け入れした場合に算定されます。	203 円/1 日 (入所から 7 日間を限度)	
若年性認知症入所者受入加算 *	・若年性認知症のご利用者を受け入れ、本人・家族の希望を踏まえたサービスを提供した場合に算定されます。	121 円/1 日	
退所時相談援助加算 *	・退所後のサービスについて退所前に相談援助を行い、かつ必要な機関に情報提供をした場合に算定されます。	406 円/1 回 (1 回を限度)	
退所前連携加算 *	・退所後、希望する居宅介護支援事業者に対し情報提供し、退所後のサービスの利用に関する調整を行った場合に算定されます。	507 円/1 回 (1 回を限度)	

※ *は該当者のみ。 _____ は、定期実施加算。

3、高額介護サービス費の自己負担上限額および食費・居住費の負担外月額

		高額介護サービス費 の自己負担上限額	食費 負担限度額	居住費負担額	
				多床室	従来型個室
第 1 段階	市民税非課税世帯・生活保護受給者。老齢福祉年金受給者	15,000 円/月	300 円/日	0 円/日	320 円/日
第 2 段階	市民税非課税世帯・年金 80 万円未満の人	15,000 円/月	390 円/日	370 円/日	420 円/日
第 3 段階	市民税非課税世帯・利用者負担額段階が 1・2 段階以外の方	24,600 円/月	650 円/日	370 円/日	820 円/日
第 4 段階	それ以外の方	37,200 円/月	1,380 円/日	840 円/日	1,150 円/日

4、その他 各種費用

- ・日常生活費…時価に応じた設定 (購入した分請求)